

クローバー News

民法改正について

安部 裕一／福岡県支部（クローバー運営委員）

「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が2016（平成28）年10月13日に施行されました。

【変更点】

①成年後見人が家庭裁判所の審判を得て、成年被後見人宛の郵便物の転送を受けることができるようになったこと（民法860条の2、860条の3）

②成年後見人が成年被後見人（以下、本人）の死亡後にも行うことができる事務（死後事務）の内容及びその手続が明確化されたこと（民法873条の2）

1. 郵便物転送について

民法が改正され、家庭裁判所の審判で、成年後見人に郵便物を転送できることとなりました。転送期間は原則6か月間を超えない期間とされており、財産関係を把握するのに必要な期間に限定することで、本人の通信の秘密を守ることに配慮されています。後見開始直後に、本人の財産を把握するために申し立てるケースが想定されています。

また、転送された郵便物は、成年後見人が開いて確認できることも明確になりました。ただし、転送された郵便物のうち、後見事務に関係ないものは速やかに本人に交付しなければなりません。

2. 死後事務について

成年後見人は、本人の死亡後にも、①個々の相続財産の保存行為、②弁済期が到来した債務の弁済、③火葬又は埋葬に関する契約の締結等などができると明確になりました。

死後事務を行うことができる要件は、①必要性があること、②相続人が相続財産を管理することができる状態に至っていないこと、③相続人の意思に反することが明らかでないことです。火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為については、家庭裁判所の許可が必要になります。

今回、死後事務ができることが明確化されたことで、逆にできないことが明確になったと言われています。葬儀を執り行うことは成年後見人の権限に含まれていませんし、保佐人や補助人は改正された規定の対象となっておりません。かといって、これまで応急処分や、相続人全員のための事務管理として対応してきたことが一切できなくなるわけではありません。今回の改正で明確にされなかった死後事務について対応する必要が生じた場合は、これまでどおり、家庭裁判所と協議しながら進めていくことになります。

【参考】

●法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00196.html#04

●北九州成年後見センターホームページ

<http://www.miruto.info/>

体験報告

東京都支部／久保田 邦子

職住一致をスローガンに、自区内で生産と消費をすべて賄っていた“農耕民族”から、最近“狩猟民族”へとすっかり様変わりした生活を送る私が、2件目の依頼を受けた相手は、ちょっと遠いけれど、頑張れば通える範囲にお住まいの、私より高齢で認知症の方で、首長申し立ての案件でした。

同居の方が被後見人の年金を使ってしまったり、ちゃんと面倒を見ない状態のため、着任早々わけも分からずショートステイに緊急避難のお手伝い、やっと落ち着いたかなと思っていたのもつかの間、環境の変化からか不穏状態が続き系列の精神病院へ入院、落ち着いたところで元の施設への入所手続きを行った後、病気発覚のため

通院同行していたのですが、残念ながらお亡くなりになりました。

いつもニコニコと迎えてくださり、具合が悪かったと思うのに愚痴も言わず、ちょこんと車椅子に座っている姿を思い出します。何より感慨深いのは、臨終に立ち会えたことでした。病気発覚後、ご家族の方も衣類を運んでくれたり、通院に付き添ってくれたり、毎日のようにお見舞いに来てくれていたようです。お葬式もきちんと仕切っていて、地域で活動されていた頃のお知り合いが多数集まり、思い出話で盛り上がりながら和やかに進んでいました。

初回財産目録から後見人辞任の申立書まで、これでもかって言うほどの書類を書き上げた後に待っていたのはクローバーへの報告書。受任してから約半年の間にギュッと凝縮された体験談をこうして語れるなんて何かの“縁”を感じます。

認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2017年2月28日現在登録者 **148名**

ブロック	人数	都道府県支部内訳(※)
北海道ブロック	5	北海道 5
東北ブロック	10	岩手 2、宮城 5、山形 2、福島 1
関東・甲信越ブロック	58	栃木 1、群馬 1、埼玉 12、千葉 8、東京 21、神奈川 11、山梨 3、長野 1
東海・北陸ブロック	19	岐阜 2、静岡 5、愛知 12
近畿ブロック	9	京都 1、大阪 4、兵庫 4
中国ブロック	8	鳥取 1、岡山 1、広島 3、山口 3
四国ブロック	7	徳島 1、愛媛 5、高知 1、
九州・沖縄ブロック	32	福岡 12、熊本 8、宮崎 1、鹿児島 2、沖縄 9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2017年3月15日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 **161件**

正式受任 105件	
受任中 93件	受任終了 12件
宮城 3、福島 1、埼玉 9、千葉 4、東京 17、神奈川 6、山梨 1、静岡 1、愛知 2、大阪 2、鳥取 1、愛媛 2、福岡 21、熊本 20、沖縄 3	北海道 1、宮城 1、埼玉 1、千葉 3、東京 3、静岡 1、福岡 1、熊本 1
受任前調整中 8件	
東京 3、神奈川 2、福岡 1、熊本 1、家裁外相談 1	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況

(2017年1月1日～2017年2月28日)

- 1月20日 第2回東京都クローバー登録者の集い
- 1月29日 愛媛県精神保健福祉士会における研修会
(講師：安部委員)
- 2月17日 平成28年度家事関係機関との連絡協議会千葉家庭裁判所(山根氏/クローバー登録者・千葉県支部)
- 2月18日 第4回神奈川県クローバー登録者の集い

クローバー運営委員の紹介 その14

笹木 徳人さん



昨年度までの1期2年間は組織強化委員として活動させて頂きましたが、2016年度よりクローバー運営委員として活動させて頂いております。九州・沖縄ブロック理事の笹木徳人と申します。

クローバー運営委員会とのかかわりは初めてではなく、私は一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会(以下、「沖縄県協会」)が行っている法人後見の法人後見業務執行者として活動しており、沖縄県協会とクローバーとの連携や情報交換という形で、委員会へ昨年度まではオブザーバーとして参加させて頂いておりました。その際は、オブザーバーとして沖縄県協会における法人後見の状況報告が主な参加内容でありました。今回、委員として名を連ねておりますが、委員会参加については会議日程の調整が合わずにまだ1回のみ参加となっております。正直まだ委員としての役目を務めていないのが現状です。クローバー運営委員として驚いたことはメールでやりとりの量でありました。1日チェックを見逃すと数件のやり取りが行われており、今でも内容を確認するのに精一杯の状況です。先輩委員の素早いやり取りを目の当たりにすると正直「自分で大丈夫だろうか？」と不安を感じることもありますが、次年度は委員の一員として、委員会活動に貢献したいと思います。

現在、個人後見2件(クローバー後見1件)・個人保佐1件・法人保佐1件を受任しております。職場での業務と後見活動との両立はなかなか大変だと思われている方が多いと思いますが、流れを把握出来れば思ったよりも活動出来る事を実感しております。会員の皆様一人でも多くの方々に認定成年後見人養成研修を受講して頂き、私たちを必要としている当事者の身近な支援者となることを期待しています



編集後記

2000年に後見制度がスタートして、17年が経過しています。この間、医療同意の問題や死後の事務等がはっきりと明確化されないまま、“グレー”な問題として後見人等の判断に委ねられていました。今回の「民法改正」で、この「死後の事務」の一部が明確化されました。この後見制度は、今回の改正以外にもまだまだ改善(改正)が必要な制度であることは間違いありません。今後も利用者にとってよりよい制度になるような改善が望まれます。(クローバー運営委員：岡田 昌大)